

めがね〇〇 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER Apr. 2023 vol.122



CONTENTS

1. 今月はココをチェック! めがね税理士の厳選税務/ MUKAI NEWS

- 2. むーマンの相続相談室
- 3. 今月の経営のヒント/税務セカンドオピニオン



旬を楽しむ

4月になり、新年度がスタートしまし た。新生活を始めた方も多いと思い ます。私自身は何も変わらないので すが、通勤時の光景やいつも行くお 店に少しずつ顔ぶれの変化が見ら れ、桜の美しさも相まってどこも明る い雰囲気が溢れている気がします。 春は桜を含む花々や鰆といった食材 も多々楽しめますが、私個人は最近 タケノコに夢中です。食物繊維が豊 富で低カロリー、歯ごたえもよく満 腹感を得やすいのでとてもダイエット 向き。うまみ成分のアミノ酸がたっ ぷり含まれ、疲労回復にも効果があ ると言われています。土から出てわ ずか30日程度の短い期間しか味わえ ない旬のご馳走。皆様もお花見に限 ごしください!





めがね税理士の厳選税務



TOPIC Q

令和5年度税制改正③ 電子帳簿等保存制度の見直し

令和5年度税制改正では、国税帳簿関係書類の電子化を一層進めるため、事業者等における電子化の実施状況や対応可能性、 適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮し、電子帳簿等保存制度が見直され、要件が緩和されました。今回は電子帳簿等保 存制度について解説します。

電子取引のデータ保存制度

令和6年1月1日以後に行う電子取引について、国税庁等の電磁的記録のダウ ンロード及び出力画面の提示・提出の求めに応じることができるようにしてい る場合には、<mark>検索要件を不要</mark>とする対象者の範囲が売上高1,000万円以下の 事業者から売上高<mark>5,000万円以下</mark>の事業者に拡大されました。また、税務署長 が保存要件に従って保存できなかった相当の理由があると認め、電磁的記録の ダウンロード及び出力書面の提示・提出の要求に応じることができる場合は、 保存要件に関わらず、電磁的記録の保存をすることができるようになりました。

- 税務署長が「相当の理由」があると認める場合
- ■出力書面と電子データの保存
- ■出力書面の提示・提出と

電子データのダウンロードの要求に応じる場合 つまり… 🎩

電子データの保存は必須

スキャナ保存制度

保存要件・確認要件が廃止になります。(令和6年1月1日以後 に保存が行われる国税関係書類について適用)

		現行	改正案
	1	解像度・階調・大きさに 関する情報を保存	保存要件 ➡ 廃止
	2	書類の記録事項の入力者 等情報の確認が必要	確認要件 ➡ <mark>廃止</mark>
	3	すべての保存書類と帳簿 の相互関連性が必要	契約書・領収書等の <mark>重要書類に限定</mark>

優良な電子帳簿の過少申告加算税の 軽減措置

保存の対象となる帳簿の範囲が変わります。(令和6年1月1日 以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)

現行	改正案
仕訳帳	仕訳帳
総勘定元帳	総勘定元帳
「その他必要な帳簿 (補助簿すべて)」	「 <mark>必要な一定の事項が記載された 帳簿」に限定</mark> 例: 手形帳、売掛帳、買掛帳、 売上帳、仕入帳、固定資産台帳

MUKAI NEWS!

無事に繋忙期を乗り越えました!

むかいグループの齋藤です。今年も繁忙期を無事に乗り越えることができました!私 個人としては入社以来2回目の経験でしたが、昨年よりもスムーズに業務を進めること ができ、自分の成長を感じられた気がします。そして先日、繋忙期の打ち上げでとても 美味しい焼肉をいただきました!本当はむかいグループのチームワークがわかるよう な集合写真を載せたかったのですが、美味しさのあまり、つい食べることに夢中になっ てしまい、お肉の写真しかありませんでした…(笑)来年度はまた更に成長を感じられ るように、これからも初心を忘れずに知識と経験を積んでいきたいと思います(*^^*)



むーマンの相続相談室

テーマ:令和5年度税制改正 生前贈与の見直し





回答者 むーマン

相続で困っている人たちを 助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも むーマンに助けてもらっている。



Question

生前贈与の税金について税制改正があると聞きましたが、詳しい内容を教えてください。



令和5年度税制改正大綱が公表されました。生前贈与の改正内容は主に以下のとおりです。

生前贈与加算3年から7年に

生前に贈与を受けた財産は、毎年110万円までは贈与税がかかりません。ただし、贈与をした方 が、贈与をした日から3年以内に亡くなった場合には、贈与を受けた相続人等が3年以内に受けた 贈与金額を相続財産に加算して相続税の計算をする必要があります。

令和5年度税制改正では、この加算される期間が3年から7年に延長されます。

適用時期は令和6年1月1日以後の贈与からとなります。

生前贈与の 期間に注意

相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与の際の贈与 税は2500万円まで非課税という制度ですが、贈与した父母・祖父母に相続が発生した場合には、 贈与金額を相続財産に加算して相続税を計算するという制度です。

これまでは、相続時精算課税制度を選択した場合は、毎年110万円までの贈与であっても贈与税 申告をしなければならなかったのですが、令和5年度税制改正では、毎年110万円までの贈与に ついては、相続時精算課税制度を選択していたとしても贈与税申告が不要となります。

110万円まで は申告不要

|教育目的贈与の優遇措置 期限延長 |

30歳未満の方が父母・祖父母から教育目的で1500万円を上限に一括で贈与を受ける場合、贈 与税が非課税となる優遇について、令和5年3月末が期限でしたが、この期限が3年延長されます。

優遇措置が 3年延長

この改正によって、相続対策を行う上で、どのような影響が考えられますか?





むーマン から一言! 生前贈与加算の年数が7年に延長されたことにより相続財産が増加しますので、増税の改正にな ります。一方、相続時精算課税制度を選択した場合に、毎年110万円までの贈与が非課税となる ため、相続時精算課税制度を利用した相続対策がしやすくなると考えます。

相続対策を考えられている方は、これまで以上に早め早めの対策を打っていくことが重要となり ます。ぜひ、相続専門の税理士に相談し、円滑な資産の承継を検討されることをおすすめします。

> WEBからも ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

00 0120-779-



今月の経営のヒント

川にダムが必要なように、暮らしにもダムがほしい。物心ともにダムがほしい。ダラダラと流れっ放し、使いっ放しの暮らしでは、まことに知恵のない話。

大河は大河なりに、小川は小川なりに、それぞれに応じたダムができるように、人それぞれに、さまざまの知恵を働かせれば、さまざまのダムができあがるはずである。

個人の暮らしの上だけではない。商売の上にも、事業の経営の上にも、このダムの 心得がぜひほしい。そしてさらに大事なことは、国家の運営にあたっても、このダムを ぜひつくりたい。国家と国民の安定した真の繁栄のために。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください!



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の 対策を打ちたい



経営改善について客観的な アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの 資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が 税理士ではなく相談しにくい

編集・発行







っねに むかいに むかいアドバイザリーグル*ー*プ

むかい税理士法人/むかい司法書士法人/むかい行政書士法人 むかいアドバイザリー株式会社/むかい相続サポートセンター 代表者/税理士・行政書士 向 智大

代表者/税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 **FAX.**076-254-0302 **Email.**info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ

http://www.mukai-group.com



石川金沢家族信託





むかい相続サポートセンター http://www.auberge-sanglier.com



公式 LINE 相続に関する情報を定期配信しています